

第78回議案質疑一覧表

2. 12. 4

【議案第96号 西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例の制定について】

氏 名	要 旨	答 弁
村井正信	<p>①第4条第1項に「関係法令等を遵守」とあるが、「西脇市の環境をまもる条例」（特に第10条 土地の開発行為の規制）は遵守すべき法令に入っているか。</p> <p>②第4条2項に「事業区域内に規則で定める区域が含まれていないことを確認しなければならない」とあるが、規則ではどの区域を想定しているのか。</p> <p>③「確認する」とはどういう意味を持つのか。その区域に設置した場合はどうなるのか。条例上措置が取れるのか。</p> <p>④立地適正化計画では、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域については居住誘導区域から除くとなっている。それほど危険性が高いということであり、現在市民が住んでいる居住区域では警戒区域の箇所もある。今回の条例で設置に適さない区域として土砂災害警戒区域を含めない理由は。</p>	部長